

## 第2 具体的な例示(共通事項)

○:軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△:確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)

∕:通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
1	建築物・工作物	建築物		屋根(キャノピーを含む。)、壁、柱、床、はり等					○	∕	
2	建築物・工作物	建築物		防火上重要でない間仕切り壁	△	△	△	○	○	△	・他の壁の構造基準に変更がないこと。 ・消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと(ただし、消防用設備の軽微な工事の範囲は除く。)
3	建築物・工作物	建築物		内装材				○	○	○	
4	建築物・工作物	建築物		防火設備				○	○		
5	建築物・工作物	建築物		ガラス・窓・窓枠				○	○		
6	建築物・工作物	建築物		階段				○	○		
7	建築物・工作物	工作物		保安距離・保有空地の代替措置の塀・隔壁					○		
8	建築物・工作物	工作物		架構					○		
9	建築物・工作物	工作物		配管・設備等の支柱・架台、耐火措置				△	○		・配管・設備の耐震計算等に変更がないこと ・耐火性能、耐火被服材料、施工方法に変更がないこと
10	建築物・工作物	工作物		歩廊・はしご				○	○		
11	建築物・工作物	保有空地		植栽	△	△	△	○	○	○	・保有空地の係る基準に変更がないこと
12	タンク等	基礎等		犬走り・法面・コンクリートリング					△	∕	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの

## 第2 具体的な例示(共通事項)

○: 軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△: 確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)

∕: 通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
13	タンク等	基礎等		地下タンク上部スラブ					△	∕	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
14	タンク等	構造等		屋根支柱・ラフター・ガイドポール等					△	∕	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
15	タンク等	構造等	耐火	屋外タンクの支柱の耐火措置				○	○		
16	タンク等	構造等		階段・はしご・手摺り等				△	○	∕	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
17	タンク等	設備等		タンク元弁				○	○		
18	タンク等	設備等		通気管(地上部分に限る。)				△	○	∕	
19	タンク等	設備等	加熱装置	サクシオンヒーター・ヒーターコイル等の加熱配管等(蒸気・温水等を用いたものを除く。)				△	○		・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと ・加熱の状態、方法等に変更がないこと
20	タンク等	設備等	加熱装置	サクシオンヒーター・ヒーターコイル等の加熱配管等(蒸気・温水等を用いたものに限る。)				○	○		
21	タンク等	設備等		内面コーティング(屋外貯蔵タンクを除く。)	△	△	△	○	○	△	・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの ・タンクからの漏えいを誘発するおそれのないこと
22	タンク等	設備等		雨水浸入防止措置	○	○	○	○	○	○	
23	危険物設備等	配管等		配管(地下配管・移送取扱所を除く。)				△	△	△	・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと

## 第2 具体的な例示(共通事項)

○:軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△:確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)

∕:通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
24	危険物設備等	配管等		配管(地下配管・移送取扱所を除き、フランジで接続されるものに限る。)				○	△	△	
25	危険物設備等	配管等		配管のベントノズル・ドレンノズル・サンプリングノズル等(移送取扱所を除く。)	△	△	△	○	○	○	・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
28	危険物設備等	配管等	配管加熱	配管の加熱装置(蒸気・温水等を用いたものに限る。)				○	○		
29	危険物設備等	配管等	配管加熱	配管の加熱装置(蒸気・温水等を用いたものを除く。)				△	○		・熱媒体となる物質に変更がないこと
30	危険物設備等	配管等		配管ピット・注入口ピット・地下配管接合部の点検ます				○	○		
31	危険物設備等	移送取扱所(施設別)		漏洩検知口				○	○		
32	危険物設備等	移送取扱所(施設別)		漏洩検知装置				△	○		
33	危険物設備等	機器等		ポンプ設備(移送取扱所を除く。)				△	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと ・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと
34	危険物設備等	機器等		熱交換器				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
35	危険物設備等	機器等		熱交換器に附属する送風設備(電動機をの除く。)散水設備等				○	○	∕	
36	危険物設備等	配管等	バルブ	配管に設けられる弁(移送取扱所を除く。)				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
37	危険物設備等	機器等		攪拌装置(電動機を除く。)				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと

## 第2 具体的な例示(共通事項)

○:軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△:確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)

∕:通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
38	危険物設備等	機器等		炉材				○	○		
39	危険物設備等	機器等		反応器等の覗き窓ガラス(サイトグラス)				○	○		
40	危険物設備等	機器等		加熱・乾燥設備に附属する送風・集塵装置(電動機を除く。)				○	○	△	・可燃性蒸気又は微粉の送風・集塵方法に変更がないこと
41	危険物設備等	機器等		波返し・とい・受け皿等飛散防止装置				○	○	△	・危険物のもれ、あふれ又は飛散に対する措置に変更がないこと
42	危険物設備等	機器等		ローディングアーム・アンローディングアーム(移送取扱所を除く。)				△	○	△	・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと
43	危険物設備等	機器等		ローラーコンベア等危険物輸送設備(電動機を除く。)				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
44	危険物設備等	機器等		可燃性ガス回収装置				△	○	△	・可燃性ガス回収の保安管理に変更がないこと
45	危険物設備等	機器等	保温	保温(冷)材(屋外タンク貯蔵所の本体に係るものを除く。)				○	○	△	・保温(冷)材の撤去により、危険物の温度変化による危険性を増さないこと
46	危険物設備等	機器等		排出設備(ダクト等を含む。)				△	○		・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと
47	危険物設備等	機器等		換気設備(ダクト等を含む。)				○	○		
48	危険物設備等	機器等	防食	電気防食設備				○	○		
49	危険物設備等	制御装置・安全装置等	計装機器	圧力計・温度計・液面計等現場指示型計装設備	△	△	△	○	○	○	・危険物の取扱いに変更がないこと ・新たに配管又はタンクにノズルを設ける等変更がないこと

## 第2 具体的な例示(共通事項)

- :軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの  
 △:確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)  
 /:通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
50	危険物設備等	制御装置・安全装置等	安全弁等	安全弁・破裂板等安全装置				○	○		
51	危険物設備等	制御装置・安全装置等	計装機器	温度・圧力・流量等の調整等を行う制御装置(駆動源・予備動力源を含む。)				△	○		・危険物の取扱いに変更がないこと
52	危険物設備等	制御装置・安全装置等	安全弁等	緊急遮断(放出)装置(安全弁等を除く。)反応停止剤供給装置等の緊急停止装置(駆動源・予備動力源・不活性ガス封入装置等を含む。)				△	○		・緊急停止等に係る制御条件に変更がないこと
53	危険物設備等	制御装置・安全装置等		地下タンクのマンホールプロテクター	△	△	△	△	○	△	・上部スラブの変更を伴わないこと
54	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤(仕切堤を含む。)				/	△	/	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの ・配管等の変更を伴わないこと
55	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤水抜弁	△	△	△	○	○	△	・水抜弁を複数にすること ・複数の水抜弁のうち、撤去しても基準を満足すること ・防油堤の技術上の基準に抵触しないこと
56	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤水抜弁の開閉表示装置	△	△	△	○	○	△	・水抜弁の開閉表示を複数にすること ・複数の開閉表示のうち、撤去しても基準を満足すること
57	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤の階段(防油堤と一体構造のもの。)				△	○		・防油堤の基礎等の変更を伴わないこと ・規則第22条第2項第16号の規定に基づくものではないこと
58	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤の階段(防油堤と一体構造でないもの。)	△	△	△	○	○	△	・防油堤の基礎等の変更を伴わないこと ・規則第22条第2項第16号の規定に基づくものではないこと
59	防油堤・排水設備等	排水溝等		排水溝・ためます・油分離槽・囲い等				△	○		
60	防油堤・排水設備等	排水溝等		危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面・舗装面(地下タンクの上スラブを除く。)					○		

## 第2 具体的な例示(共通事項)

○:軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの

△:確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)

／:通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
61	電気設備	電気設備		電気設備	△	△	△	○	○	△	・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと
62	避雷設備	避雷設備		避雷設備				○	○		
63	電気設備	電気設備		静電気除去装置				○	○		
64	消火設備・警報設備	消火設備		ポンプ・消火薬剤タンク				△	○		
65	消火設備・警報設備	消火設備		1～3種消火設備(散水・水幕設備を含む。)の配管・消火栓本体・泡チャンパ一等の放出口等(泡ヘッドを除く。)				△	○	／	
66	消火設備・警報設備	消火設備		1～3種の消火設備の弁・ストレーナー・圧力計等				○	○	／	
67	消火設備・警報設備	消火設備		4・5種消火設備	△	△	△	○	○	／	・自主設置に係るもの
68	消火設備・警報設備	消火設備		消火薬剤				○	／	／	
69	消火設備・警報設備	警報設備		警報設備(自動火災報知設備の受信機・感知器を除く。)	△	△	△	○	○		・警戒区域に変更がないこと
70	消火設備・警報設備	警報設備		自動火災報知設備の受信機				○	○		
71	消火設備・警報設備	警報設備		自動火災報知設備の感知器				○	○		
72	その他	標識・掲示板		標識・掲示板	△	△	△	○	○	／	・自主的に増設するもの

### 第3 具体的な例示(施設別事項)

- :軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの  
 △:確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)  
 /:通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
73	一般取扱所			ボイラー・炉等のパーナノズル				○	○		
74	一般取扱所			塗装機噴霧ノズル・ホース等				○	○		
75	一般取扱所			運搬容器の充てん設備(固定注油設備)				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
76	一般取扱所			分析計(キュービクル内取付を含む。)[分析計(例)サルファー分析計・ガスクロマトグラフィ等]				○	○	○	
117	一般取扱所	その他設備 機器等		作業用広報設備(スピーカー)	○	○	○	○	○	○	
77	屋内貯蔵所			ラック式以外の棚				○	○	○	
78	屋内貯蔵所			ラック式棚				△	○		・耐震計算等に変更がないこと
79	屋内貯蔵所			冷房装置等				△	○		・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと
26	屋外タンク貯蔵所			可とう管継手(認定品)				○	/	/	
27	屋外タンク貯蔵所			可とう管継手(認定品以外)				△	/	/	・管径、経路の変更がないこと
80	屋外タンク貯蔵所			ローリングラダー(浮き屋根に設ける設備)				△	○	/	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
81	屋外タンク貯蔵所			ポンツーン					△		・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと

### 第3 具体的な例示(施設別事項)

- :軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの  
 △:確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)  
 /:通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
82	屋外タンク貯蔵所			浮き屋根のウェザーシールド(浮き屋根に設ける設備)				○	○	/	
83	屋外タンク貯蔵所			浮き屋根のシール材(浮き屋根に設ける設備)				△	○	/	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
84	屋外タンク貯蔵所			ルーフトレン(浮き屋根に設ける設備)				△	○	/	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
85	屋外タンク貯蔵所		保温	保温(冷)材				○	○		
86	屋内タンク貯蔵所			流出危険物自動検知警報装置				○	○		
87	地下タンク貯蔵所			犬走り				/			
88	屋外タンク貯蔵所			コーティング	△	△	△	△	○	△	・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの ・タンク底部からの漏えいを誘発するおそれのないこと
89	屋内タンク貯蔵所			出入口の敷居				○	○	/	
90	簡易タンク貯蔵所			固定金具				○	○	/	
91	移動タンク貯蔵所			底弁、底弁の手動・自動閉鎖装置					○	/	
92	移動タンク貯蔵所			マンホール・注入口のふた				○	○	/	
93	移動タンク貯蔵所			マンホール部の防熱・防塵カバー				○	○	/	

### 第3 具体的な例示(施設別事項)

- :軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの  
 △:確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)  
 /:通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
94	移動タンク貯蔵所			品名数量表示板	○	△	○	○	○	/	・自主的に設置するもの
95	移動タンク貯蔵所			Uボルト				○	○	/	
96	移動タンク貯蔵所			可燃性蒸気回収ホース				○	○		
97	移動タンク貯蔵所			注油ホース(ノズル及び結合金具を含む。)(積載式以外)				○	○	/	
98	移動タンク貯蔵所			箱枠				△	△	/	・箱枠の溶接線補修であること ・重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと
99	移動タンク貯蔵所	積載式		積載式の移動貯蔵タンクの追加	△	/	/	/	/	/	・ISOコンテナで国際海事機関が確認しているタンク ・タンク重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと
100	屋外貯蔵所			周囲の柵				○	○	/	
101	屋外貯蔵所			ラック式棚				△	○		・耐震計算等に変更がないこと
102	屋外貯蔵所			固体分離槽				△	○		
103	屋外貯蔵所			シート固着装置				○	○		
104	給油取扱所	工作物等		防火塼				/	△	/	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
105	給油取扱所	工作物等		犬走り、アイランド等				/	△	/	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの

### 第3 具体的な例示(施設別事項)

- :軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの  
 △:確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)  
 /:通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
106	給油取扱所	工作物等		サインポール・看板等(電気設備)	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと
107	給油取扱所	工作物等		日除け等(キャンピーを除く。)	△	△	△	○	○	○	・上屋の面積に変更のないこと
108	給油取扱所	給油機器等		給油量表示装置	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと
109	給油取扱所	給油機器等		カードリーダー等省力機器	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと
110	給油取扱所	給油機器等		通気管のガス回収装置				○	○	○	
111	給油取扱所	給油機器等		タンクローリー用アスターミナル	△	△	△	○	○	△	
112	給油取扱所	給油機器等		固定給油(注油)設備(認定品に限る。)			△	○	○	△	・ホース長の変更がないこと
113	給油取扱所	その他設備機器等		混合燃料油調合機・蒸気洗浄機・洗車機・オートリフト等				△	○	△	・可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと
114	給油取扱所	その他設備機器等		自動車の点検等に使用する機器等(オートリフト等を除く。)	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと
115	給油取扱所	その他設備機器等		セールスルーム(含むショップ)内の電気設備・給排水設備	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留おそれのある範囲に設置しないこと
116	移送取扱所	その他設備機器等		セルフ給油所の監視機器・放送機器・分電盤・照明器具				○	○		
118	販売取扱所	その他設備機器等		延焼防止用のそで壁・ひさし・垂れ壁				△	○		

### 第3 具体的な例示(施設別事項)

- :軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないもの  
 △:確認を要する変更工事(確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。)  
 /:通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考(△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
119	販売取扱所	その他設備 機器等		棚				○	○	○	
120	移送取扱所	その他設備 機器等		土盛り等漏えい拡散防止設備				○	○		
121	移送取扱所	その他設備 機器等		衝突防護設備				○	○		
122	移送取扱所	その他設備 機器等		ポンプ設備					△		
123	移送取扱所	その他設備 機器等		切替弁・制御弁等				○	○		
124	移送取扱所	その他設備 機器等		緊急遮断弁				△	○		
125	移送取扱所	その他設備 機器等		ピグ取扱装置				△	○		
126	移送取扱所	その他設備 機器等		感震装置				△	○		
127	移送取扱所	その他設備 機器等		船舶からの荷卸し又は荷揚げに用いる ローディングアーム先端のカプラー		/	△	○	○	△	・ボルトにより取付可能なもの
128	移送取扱所	その他設備 機器等		巡回監視車				○	○		